# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置(概要)

- 1. 期間 令和2年4月16日(木)~5月6日(水)
- 2. 区域 石川県全域
- 3. 実施する措置の内容
- (1)「石川県緊急事態宣言」(4月13日)から引き続き取り組むもの
  - ①日常生活における3つの条件(密閉、密集、密接)が同時に重なる場を 徹底的に回避
  - ②不要不急の外出の自粛の要請(特措法第45条第1項)

人との接触をできるだけ避けるため、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛の徹底 を強く要請。

特に、バー、ナイトクラブなど繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を強く要請。

- → 最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。
- ③都道府県をまたぐ往来の自粛の要請

出張を含め、県外への不要不急の往来の自粛を徹底するとともに、県外からの来訪について も可能な限り自粛を要請。

## 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置(概要)

- (2) 国による指定を受けて新たに取り組むもの
  - ①施設の使用停止要請(実施期間:4月21日~5月6日)
    - i) 基本的に休止を要請する施設(→別紙1)
      - 施設の使用停止等の要請(特措法第24条第9項)

遊興施設等、文教施設、<u>大学・学習塾等</u>、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、 <u>博物館等</u>、<u>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)</u>、<u>商業施設</u>

- ※下線の施設は床面積の合計が1000㎡を超えるものに限る
- 特措法によらない協力依頼

床面積の合計が1000㎡以下の大学・学習塾等、博物館等、 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、<u>商業施設</u>

※下線の施設のうち、床面積の合計が100㎡以下のものは、 適切な感染防止策を施したうえでの営業

## 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置(概要)

## ii) 基本的に休止を要請しない施設(→別紙2)

社会生活を維持する上で必要な施設(医療施設、生活必需品販売施設、食事提供施設等) 社会福祉施設等(保育所、介護老人保健施設等)

- ※適切な感染防止対策の協力を要請。
- ※食事提供施設については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は 夜7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトを除く)

### ②イベントの開催自粛の要請

イベント主催者に対し、屋内外を問わず、複数の方が参加し、密集状態等が発生するおそれの あるイベント・集会等の開催については、原則として、自粛を要請する。

### ③生活必需品の確保

食料、医薬品や生活必需品など物資の確保について、事業者は、県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民には、買い占めなどを行わないよう冷静な対応を促す。

### 4 相談窓口の設置

緊急事態措置法の影響を受ける事業者や県民向けの相談窓口を設置し、きめ細やかな相談対応を行う。